

2024 年度

懲戒細則
生徒心得
服装規定



柴田学園大学附属
柴田学園高等学校

懲戒細則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本細則は学則第 29 条に基づきこれを規定する。
- 第 2 条 懲戒は訓告・停学・退学・その他とする。
- 第 3 条 懲戒の期間は処分申し渡しの日よりこれを計算する。但し、停学の期間は、謹慎に入った日から起算し、全ての休業日を含むものとする。
- 第 4 条 停学は、登校を禁じ自宅において行為を反省して謹慎するものとし、反省録を提出し、学級担任、学年主任、生徒指導部長、教頭を経て校長の確認を受けなければならない。
- 第 5 条 登校謹慎は、停学の期間中登校して特別指導を受け、前条に準じ反省録を提出しなければならない。但し、その都度、状況によって判断するものとする。
- 第 6 条 停学は、学習指導要録に日数が記載される。
- 第 7 条 懲戒を受けた者が重ねて懲戒の対象となる行為をした場合、懲戒が加重される。
- 第 8 条 非行の未遂または情状酌量すべきものと認められた場合、懲戒を軽減あるいは免除することができる。
- 第 9 条 携帯電話やスマートフォンを許可された時間や場所以外で使用した場合は、一時預かりとし、特別指導の後、保護者に返却する場合がある。また、服装規定に反した場合や学校生活に不必要なものを携帯した場合は、一時預かりとし、特別指導の後、保護者に返却する場合がある。

第 2 章 処 罰

- 第 10 条 次の各号に該当する者は、第 2 条に従って懲戒処分とする。
- 1 学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した者
 - 2 学校内外において風紀を乱した者
 - 3 学校内外において他人の金品を盗んだ者、または、拾得物を無断で占有した者
 - 4 学校内外において他人に対し暴行傷害、中傷、脅迫等の行為（SNS 等での行為も該当）を行った者
 - 5 校舎校具を破壊汚損した者、または、校外において公共物或いは他人の器物を故意に破損した者
 - 6 学校内外において飲酒または喫煙を行った者
 - 7 正当な理由がなく出席しなかった者
 - 8 考査において不正行為を行った者、または、これをほう助した者
 - 9 学校内において選挙活動、政治活動、または、宗教活動や勧誘を行った者
 - 10 その他法律及び学校の規定を犯し、生徒心得を無視した者
- 第 11 条 以上の処置は職員会議において審議し、校長がこれを決定する。

第 3 章 附 則

- 第 12 条 本細則の改定は職員会議において審議し、校長がこれを決定する。
- 第 13 条 本細則は昭和 37 年 4 月 1 日より施行する。
令和 5 年 4 月 1 日一部改訂
本細則は令和 6 年 4 月 1 日より一部改訂施行する。

生徒心得

目 標

生徒は人格の完成を目指し、社会の中で自分らしく生きることができる存在となるために、学校生活を通じて自発的・主体的に学ぶことで、その基礎を築き上げる。

○生徒は柴田学園大学附属柴田学園高等学校の生徒の一員であるという自覚を持ち、責任ある行動をとる。

○自分自身と向き合い、自発的・主体的に学ぶ態度と習慣を身につける。

○装いや態度、そして言葉遣いにおいて品性を保ち、人に対する思いやりを持つ。

○協力し合うことや、一人一人の個性やよさを認め合うことを、集団での活動を通して体得する。

- 1 登 校 始業時間までに教室に入る。
- 2 挨拶 教職員、学友を問わず、気持ちよく挨拶をかわす。
- 3 授 業 開始の時間に合わせて、授業の準備を整える。
- 4 昼 食 原則として各ホームルームでとり、食後の始末は各自できちんとする。
- 5 外出許可 外出は許可を得たもの以外は認めない。
- 6 下 校 (1) 平日は19時半までに完全下校とする。(休日、祝日は17時半)
(2) 放課後、部活動等の用事がない生徒は、速やかに帰宅する。
- 7 退 校 無断で早退・外出・欠課をしてはならない。やむを得ない事情の場合は学級担任、または生徒指導部の許可を得る。
- 8 欠 席 等 (1) 欠席(忌引)や遅刻をする時は、原則として保護者等から電話、その他の方法で事前に学級担任に連絡する。遅刻で出校した際は、職員室で出校の報告をする。
(2) 忌引は次のような日数で許可される。
父母 … 7日
祖父母・兄弟姉妹 … 3日
伯父伯母(叔父叔母)・甥姪・曾祖父母 … 1日
- 9 校内掲示 ポスターなどを掲示する場合は、生徒指導部の許可を得る。
- 10 校外団体 校外団体への加入は校長に願い出る。
- 11 校舎校具 (1) 休日の校舎、校具の使用に当たっては、責任者は事前に関係教職員に届け出て許可を得る。
(2) 借用校具、機械類等は破損しないよう取り扱い、もし過失で破損した時には、すみやかにその旨を教職員等に申し出て指示を受ける。
(3) 下校の際は異常の有無、および、下校の報告をする。
- 12 所持品 (1) 所持品には氏名を明記しておく。
(2) 貴重品は、個人用ロッカーに鍵をかけてしまうか学級担任に預ける、または、身体から離さないようにする等して管理をする。

- (3) 校内で紛失や拾得をした場合はすみやかに生徒指導部に届け出る。
- (4) 学校生活に不必要なものは携行しない。
- 1 3 服装等 服装規定に従う。
- 1 4 外出外泊 (1) 身分証明書は常に携行する。
(2) 不必要な夜間外出はさけ、午後 10 時までに帰宅する。
(3) 外出に際しては、保護者等に行先、帰宅時間等を明らかにしておく。
(4) 生徒だけで異性の下宿先や寮等を訪問してはならない。
(5) 保護者等の許可がない外泊をしてはならない。
- 1 5 旅行 個人・団体にかかわらず、保護者等の同意を得た上で、学級担任・学年主任を経て生徒指導部へ届け出る。
- 1 6 アルバイト (1) 保護者等の同意を得た上で、学級担任・学年主任を経て生徒指導部へ届け出、諸条件を満たしているか確認の上、許可を得る。
(2) 1 学年は、原則として夏休み・冬休みの短期アルバイトのみ許可する。
(3) 考査 1 週間前から考査終了までのアルバイトは禁止する。
(4) 無断アルバイトは、懲戒の対象となる。
- 1 7 施設への出入り 未成年の立ち入りができないところへは、出入りをしない。
- 1 8 自動車免許取得等について
 - (1) 自動車学校への通学許可および自動二輪・原付自転車免許取得については、1 学期末考査終了後の 3 年生だけとし、諸条件を満たしているか確認の上、許可を得る。
 - (2) 取得した免許証は、保護者等が責任を持って保管する。
 - (3) 在学中は、普通自動車をはじめ、自動二輪・原付自転車等の運転を禁止する。
 - (4) 事前指導で通学方法等、詳しい説明を聞く。
- 1 9 携帯電話・スマートフォンの使用について
 - (1) 昼休み（教室）、放課後（教室、昇降口）の使用と、授業で担当教員の許可が出された時以外の使用は禁止する。
 - (2) 始業時間前に電源を切り、鞆や個人用ロッカーに保管する。
 - (3) 規定の時間（場所）以外で使用した場合、一時預かりとし、特別指導の後、保護者等に返却する場合がある。
 - (4) SNS の利用については、保護者等の管理のもと、犯罪等に巻き込まれないよう十分注意する。
- 2 0 自転車通学について
 - (1) 登録制である。車体番号・防犯登録番号を届け出て、ステッカーを購入して自転車に貼りつける。レンタルの自転車も同様にステッカーを購入する。
 - (2) 駐輪場の学年指定の場所に駐輪する。必ずカギをかけ、ツーロックを推奨する。
 - (3) ヘルメットの着用を推奨する。
 - (4) 冬季の自転車通学は許可しない。
- 2 1 その他 学校内での選挙運動や政治活動は禁止とする。また、宗教活動や勧誘も同様とする。

服装規定

1 制服

【男子】

- ア 冬服 … 本校指定のブレザー，冬スラックス（紺），長袖シャツ，ネクタイを着用する。ブレザーには，校章をつける。ブレザーの下に，本校指定のセーターを着用してもよい。
- 夏服 … 本校指定の半袖シャツ（ボタンダウン），夏スラックス（グレー）を着用する。または，ポロシャツ（オプション）を着用する。
- イ ベルトの色は，黒を基調としたものとする。
- ウ ソックスは標準で無地の白，黒，紺とする。

【女子】

- ア 冬服 … 本校指定のブレザー，ベスト，スカートまたはスラックス，長袖ブラウス，リボンまたはネクタイを着用する。ブレザーには，校章をつける。ブレザーの下に，本校指定のセーターを着用してもよい。
- 夏服 … 本校指定の半袖ブラウス（ボタンダウン），スカートまたはスラックスを着用する。または，ポロシャツ（オプション）を着用する。長袖ブラウスを着用する場合は，必ずベストとリボン・ネクタイを着用する。
- イ スカートの長さは，膝の中心にかかる程度の長さで着用する。ウエスト部を折り返して着用してはならない。
- ウ スカート着用時は，本校指定のソックスを着用する。ただし，式典等でない時は，紺の無地，またはワンポイント程度で指定のソックスに似たものを着用してもよい。冬季は，黒ストッキングを着用し，その上に無地の黒・紺・グレーのソックスを着用してもよい。

- (1) 冬季と夏季の着用期間は別に指示する。
- (2) 制服の加工をしない。
- (3) 式典等では，エンジ色のネクタイ・リボンを着用する。
- (4) 本校指定のベスト・セーター以外のパーカーやカーディガン等をブレザーの下に着用しない。
本校指定のベスト・セーター以外のものを着ていた場合は，一時預かりとし，特別指導の後，保護者等に返却する場合がある。

2 頭髪

- ア 頭髪は常に清潔にし，自然な髪形にする。
- イ 不自然で極端な髪型，パーマ，カール，茶髪等にしてはならない。エクステ（つけ毛）等おしゃれを目的としたものは規定に反する。
- ウ 肩にかかるような長い髪は，正装の時には束ねる。

3 通学靴

- ア 一般的な学生靴やスポーツシューズとする。ブーツの丈は靴箱に入る長さとする。

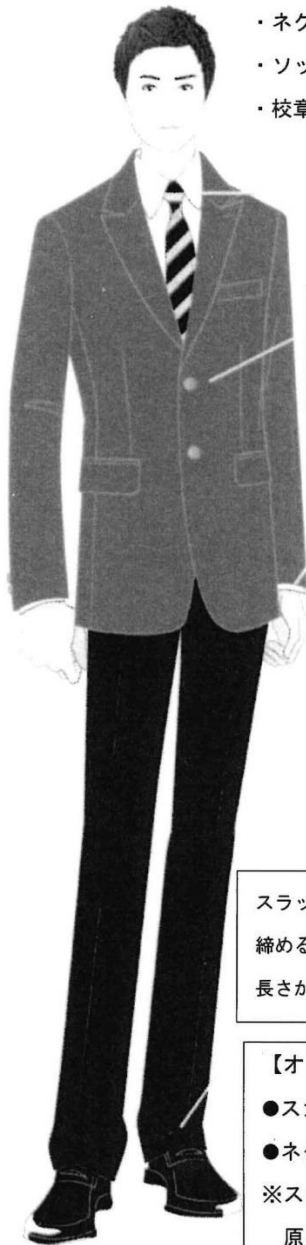
4 その他

- ア ひげを伸ばしてはならない。
- イ 化粧・マニキュア・ピアス・カラーコンタクトレンズは規定に反する。

Winter / 冬服スタイル

- ・ブレザー
- ・長袖シャツ
- ・冬スラックス (紺)
- ・ベルト (黒系)
- ・ネクタイ (エンジ)
- ・ソックス (白・黒・紺)
- ・校章

- ・ブレザー
- ・ベスト
- ・長袖ブラウス
- ・スカートまたはスラックス (グレー)
- ・リボンまたはネクタイ (エンジ)
- ・ソックスまたは黒ストッキング
- ・校章



シャツ・ブラウスの襟は
第一ボタンまで留める。

ブレザー・ベストのボタン
はきちんと留める。

シャツ・ブラウスの袖
口のボタンきちんと留
める。

スカート丈は膝の中心。
短く加工しないこと。

スラックスはウエストで履き、ベルトを
締める。裾はワンクッションする程度の
長さがベスト丈。

【オプション】
●スカート (紺・通年)
●ネクタイ・リボン (ブルー)
※スカート着用時のソックスは、
原則として本校指定のもの。



Summer / 夏服スタイル

- ・半袖シャツ
- ・夏スラックス (グレー)
- ・ベルト (黒系)
- ・ソックス (白・黒・紺)

- ・半袖ブラウス
- ・スカートまたはスラックス (グレー)
- ・ソックス (原則として本校指定のもの)。

※長袖ブラウスを着用する場合は、必ずベストを着用すること。

